

換気との関連でマスク対応をどこまでするのか、保育園・小中学校・高齢者施設は

厚生労働省老健局作成の介護現場における感染対策の手引き第3版において示されており、該当箇所について下記のとおり提出します。

## (2) 標準予防策 (スタンダード・プリコーション)

感染症の有無に関わらず、すべての人に対して、血液、体液、汗を除く分泌物、排泄物、損傷した皮膚、粘膜等の湿性生体物質は、感染の可能性があるとみなして対応する方法を標準予防策 (Standard Precautions、スタンダード・プリコーション) といいます。

血液等の体液・嘔吐物・糞便等には感染性の病原体が含まれていることが多く、これらに接する際は、手袋をすること、必要に応じてマスクやゴーグルをつけること、その際に出たごみも感染性があるものとして注意して扱うこと、手袋を外した後は手洗いを丁寧に行うこと等が、感染症予防の基本です。

また、以下のような咳エチケットを実践することも重要です。

- マスクを着用する
- ティッシュ等で鼻と口を覆う
- とっさの時は袖や上着の内側で覆う
- 周囲の人からなるべく離れる

従来は病院内の感染予防策として用いられてきましたが、近年は、介護分野を含め、感染の可能性のあるものを取り扱う場合に必要な『基本的な感染予防策』とみなされるようになってきています。

介護分野では、特に嘔吐物、排泄物の処理や発疹や傷のある皮膚に触る際に注意が必要になります。

換気との関連でマスク対応をどこまでするのか、保育園・小中学校・高齢者施設は

保育所等に関する該当の資料はありません。

※ 保育所等におけるマスク着用につきましては、必須としておらず、個人の判断に委ねています。

換気との関連でマスク対応をどこまでするのか、保育園・小中学校・高齢者施設は

小中学校に関する該当の資料はありません。

※小中学校におけるマスク着用につきましては、必須としておらず、個人の判断に委ねています。